



2022年2月24日

各 位

会社名 ウルトラファブリティクス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉村 昇
コード番号 4235 (JASDAQ)
問合せ先 法務・コンプライアンス部長
堀籠 雄
電話番号 042-644-6515

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の当社第57回定時株主総会に「定款一部変更の件①（株主総会資料の電子提供）」および「定款一部変更の件②（自己の株式の取得）」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件①（株主総会資料の電子提供）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 前項および本項は、平成39年10月1日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>2 前項および本項は、令和9(2027)年10月1日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</p> <p><u>3 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>5 本附則第3項ないし第5項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

II. 定款一部変更の件②(自己の株式の取得)

1. 提案の理由

会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、変更案第37条のとおり自己の株式の取得の規定を新設し、現行定款第37条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

当社の発行済普通株式数は、2020年度末比856,800株増加しておりますが、これは主として、当社取締役であるクレイ アンドリュウ ローゼンバーグとバーバラ ダニエルベッカー プリマックが保有するストック・オプションを行使したことにより、800,000株の普通株式が発行されたことによるものです。当該ストック・オプションは、ウルトラファブリックス・インクを当社の子会社化する際の仕組みの一環として、同社の所有者であった両名に付与されたものであります。当社取締役が所有する株式であり、株式市場に直ちに放出される可能性は低いものの、希薄化の影響を吸収するために両名から自己株式を取得した後、計画的かつ機動的に処分することを可能とすることが、当面の主たる目的ですが、これに限るものではなく、将来にわたって機動的な資本政策を遂行できるようにするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(自己の株式の取得)
第37条～第39条 (条文省略)	第37条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
	第38条～第40条 (現行どおり)

III. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年3月25日 (金)

定款変更の効力発生日

2022年3月25日 (金)

以 上